

ヤスクニ・レポ 207

「憲法に習熟し、憲法改悪を阻止しよう」

代表 西川重則

1

日本国憲法に習熟し、改憲(改悪)を阻止するために、私たちがその前提要件として学ぶべきこととして、ポツダム宣言に習熟することを挙げたい。言うまでもなく、ポツダム宣言は日本国憲法の前提要件として、アメリカ、中国、イギリス、ロシアなどが協力して、日本の敗戦を具体化させるために重要視した歴史的な事実であった。戦後71年の今日、改めて私たち自身学びを深めねばならない。とくにポツダム宣言の第10項に明記されている次の文言「日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ」について、この時点で徹底学習すべき不可避の責任課題であることを強調しておきたい。

その内容そのものが日本国憲法の内容そのものと言っても過言ではないポツダム宣言の歴史的・今日的意味を体得して欲しいものである。詳細な解説はここでは省くが、連合国がいかによく日本の戦前・戦中について知っていたか驚きを禁じ得ないことを述べておくことに留め、次に移りたい。

日本国憲法に習熟することが戦後72年の2017年にいかに緊急かつ不可欠の責任課題であるかについては、安倍内閣が自明のこととして日本国憲法の改正(改悪)を考えていること、その具体化として安倍政権の現状を自負している今こそ安倍内閣の達成すべきこととして日本国憲法の改正、私たちには改悪を企図していることは自明のことであり、その具体化の運び・事例を知らねばならない。憲法審査会の再開がその具体例であることは周知の事実と言えよう。

憲法審査会のご存じの通り、憲法調査会開始の後、憲法審査会を始めたのであり、具体的に改憲の内容を例示しながら党派をこえて、審査をくり返して、改憲内容を公的に知らせ、主権者・有権者を納得させる見事なやり方と言えよう。私は憲法調査

会、憲法審査会の傍聴を一度も休んだことがないが、各党が何気なく日本国憲法の問題点などについて発言し、協議しているが、その協議が改憲に道を開いていることを知らねばならない。安倍自民党首相が委員会などで類似の質問をされた時、憲法審査会で話し合っている、解説していることを示唆していることをご存じでしょうか。首相の見事な改憲(改悪)構想と言えよう。

憲法審査会の現状について報告しておく必要があるが、要するに自民党が圧勝した今日、自民党の会員が圧倒的に多く、衆議員・参議員共に、自民党の委員が多く、野党の委員の質問に具体的に答えているが、野党の委員が改憲について質問すれば、自民党の委員が言葉を選び、見事に答弁していることを首相はよく知っていて、安倍首相に直接改憲について質問した場合、憲法審査会の質疑応答を聞いて欲しい、知って欲しいと首相は直接答弁しないで避けているのは見事な手法と言つてよいと思っている。

2

しかし安倍内閣が日本国憲法の「前文」はもちろんのこと、本文の条文の憲法に基づく原則・解釈・適用を重視しないで、いわゆる『自由民主党 日本国憲法改正草案』の内容を知っている私にとっては日本国憲法の第九九条(憲法尊重擁護の義務)を無視して、本来の憲法政治を軽視している自民党の発想を良しとする主観的な憲法政治を評価することはできないはずであり、安倍政治の不当・反憲法的政治を認めることなど出来るはずはない。

その首相が敗戦後の戦後史を総括して、アメリカにではなくアジアの視点に立つての憲法政治を行なうべきはずなのに、なぜ今年の年末に訪米の旅・ハワイに行くのか。歴史の事実に基づく歴史認識の共有など考えもしないで最高の権力を持っている首相として、私たち主権者・有権者から正当に評価される憲法政治など行なう資格を持っていない。一日で

も早く退陣をして然るべき内閣総理大臣に過ぎないと言わざるを得ない。

率直に言って、日本とアメリカの戦後史は、日米軍事同盟強化路線の戦後史であって、なぜ日本が長期にわたって中国、朝鮮その他に対して、侵略・加害の歴史をくり返しながら、歴史の事実に基づく正しい歴史認識の共有などが不可能な政治思想による歴史・伝統・文化の再現を企図しての天皇制復帰の戦後史であり、安倍内閣の政治構想にあつて、より悪い戦後史、あえて言えば平和憲法に基づく平和を創(つくり)出す憲法政治ではなく、戦争国家形成をめざす日米安保条約の強化、すなわち日米軍事強化路線をめざす軍事国家・戦争国家は日本の形成を当然視する安倍政権ではないのか。

そしてくり返される悪法成立・強行採決によって、一方的な自民党・与党の力関係でいわゆる「戦争法案」も成立、強行採決となり、初めて自宅に帰れず、国会に宿泊を余儀なくされた私の避けられない傍聴経験をゆめ忘れることはできない。

以上のような厳しい国会状況を直視する私にとつ

て、今後安倍政権打倒の立場にあつて、なおアジアの国々、とくに中国や韓国に対して平和憲法を持つ私たちが、文字通り日本国憲法に習熟するために、冷静な学びの姿勢を大事にし、かつて大日本帝国と自称し、国家神道体制下にあつて、その中でも「軍国主義の精神的支柱」と呼ばれた靖国神社が戦後、信教の自由・政教分離の大原則を守るべき宗教団体・宗教法人として存在を認められる神社として今日まで存在している靖国神社が再び「戦争法」の悪法の下、戦死・戦病死によって靖国神社に合祀される自衛隊員のありうることを、私たちはどう考え、どう批判すべきであろうか。

私たちにとって、たとえば本来の日本国憲法の普遍的価値を持っている第9条第1項、第2項が戦争国家・憲法改正(改悪)の下、どのようにして本来の日本国憲法に習熟し、改憲を阻止すべきなのか。私の心からの願いである、日本会議に見られる推進運動に劣らない大集会を開催し、日本国憲法に習熟し、改憲を阻止するための大同団結を可能にすることができるのか。私の心からの願い・祈りを述べて終わりたい(2016・12・13)。

2016年11月18日例会奨励 ヨハネの黙示録13章15節「獣の像を拝まない者をみな殺させ」 星出 卓也牧師 (日本長老教会西武柳沢キリスト教会)

「その獣の像に息を吹き込んで、獣の像がもの言うことさえもできるようにし」とは、目があつても見えず、耳があつても聴けず、動くことも歩くことも語ることを見ることもできない、ただの人の手で造られた像が、あたかも力があり、強力な業を行い、敵を滅ぼすことが出来る力に満ちているかのように、錯覚させることを現しているものです。

これらはすべて神の創造の御業のマネにすぎません。神がアダムを地の塵から創られた時、その鼻に息を吹き込んで、人は初めて生きるものとなりました。神の息吹によって人は、神と交わり神を愛することを「人は生きる」と語っています。しかし第二の獣が行うことは、神の御業とは似ても似つかないもの。力も何もない存在を、あたかも権威があるかのように偽るのです。神は死んだ人を新しい命に生かすことができになるお方ですが、この第二の獣が出来ることといえば、欺くこと、そして殺すように命令することだけです。人々を恐れさせ、命令するのですが、実はそんな権威も力も何もなく、あたかもあるかのように見せかけているのに過ぎない。「その獣の像を拝まない者をみな殺させた」とある通りに、獣の像への礼拝の命令に従わない者を

殺させるという残忍な本性を現しています。

さて、ここにおいても、以前同様繰り返し「与えられ」という言葉が出て来ます。直訳すると「獣の像に息が与えられ、獣の像がものを言うこともできるように与えられた。」このように「息が与えられ」「ものが言うことができるように与えられ」と、繰り返し「与えられ」ということが強調している言葉には「与えた方がいる」ということを暗に語っているものです。それは他でもない神です。これら一切の凶暴なふるまいも、神の手の外にあるのではなく、神の守りの中でのことを教えているものです。

そもそも「その獣の像を拝まない者をみな殺させた」ということは、殺されても主への信仰を捨てない聖徒たちがいたということです。どうして死に至るまで忠実な聖徒たちが、そのような信仰を持ちえたのか。それこそが主の守りと支えがなければありえないことではないでしょうか。主の恵みによって死に至るまで忠実な者として励まし、信仰を強め、終わりの日まで支えてくださるのは、主の恵みと御霊の働きによることです。死に至るまで主に忠実な者と、私たちを作り変え、まことの信仰者へと私たちを作り変えてくださるように。